

国立公園における動物の保全のための具体的施策について

「国立公園における動物の保護は生息地の保全が基本」であり、捕獲規制以外の規制による対応、生息環境改善のための事業による対応、生息環境のモニタリング等の対応を、相互に関連づけて実施していくことにより、総合的に動物の保護を図っていくことが第一義である。動物保護のために取りうる具体的施策のメニューとしては、以下に掲げるものが考えられる。

1 . 規制による対応

開発行為の規制

特別地域内においては、工作物の新築、土地の形状変更、水面の埋立て等の開発行為を実施することは許可を要する行為とされている。

学術調査の結果等により「野生動植物の生息地・生育地として重要な地域」であると認められる場合には、開発行為の申請の審査に際して、特別保護地区に準ずる地域として開発行為を厳しく制限することが可能。

車馬等の乗入れの規制、人の立入りの規制

特別地域内において、環境大臣が指定した地域においては、車馬等の乗入れ又は人の立入りを行うことは許可を要する行為とされている。動物の生息地・繁殖地として重要な地域については、車馬等乗入れ規制地域等に指定することにより、その生息環境の保全を図ることが可能。

指定植物の採取等の規制

環境大臣が公園毎に指定した植物については、特別地域内において採取、損傷することは許可を要する行為とされている。野生動物の食草として重要な植物については、採取等が規制される植物として指定することにより、野生動物の餌資源を人間による採取から守ることが可能。

2 . 生息環境の保全・再生

自然公園等事業による生息環境の保全・再生

自然再生施設事業、植生復元施設事業、動物繁殖施設事業といった動植物の生息・生育環境を保全・再生するための事業を自然公園等事業（公共事業）として実施。これらの実施にあたっては、順応的な管理が必要。

グリーンワーカー事業による生息環境の保全・再生

自然や社会状況等を熟知した地域住民を雇用し、国立公園の動植物の保護、環境美化、施設の維持補修、二次的自然環境の維持活動等を実施するグリーンワーカー事業を実施。本事業により、野生動物の生息環境や食草の保全・再生等の取組を実施。比較的小規模な対策を講じる上で有効。

風景地保護協定による二次的自然環境の保全

自然公園法では、里地里山など二次的自然環境により構成される風景地を保護するため、公園管理団体に指定された団体が土地所有者との間で自然の風景地の保護のための管理に関する協定（風景地保護協定）を結び、土地所有者に代わり管理を行う制度を有している。（協定を締結した土地所有者には当該土地の評価額の一部控除を適用）本制度を活用し、動物の生息地として重要な二次的自然環境の保全活動の展開を促す。

外来生物の防除

動物の生息を脅かす外来生物が存在する場合に、当該外来生物の防除活動を実施。この場合の外来生物は、外来生物法に基づき指定された特定外来生物に限らず、国内由来の外来生物も対象になりうる。

3 監視・モニタリング等

アクティブレンジャーによる監視の強化

平成 17 年度より環境省自然保護官の業務を補佐し、主として現場の巡視・パトロールなどを担うアクティブレンジャーを全公園で採用。このアクティブレンジャーの活動として、指定動物生息地における巡視の頻度を増すことによる監視体制の強化を実施。自然公園指導員の協力も要請。

専門家等との協働によるモニタリング活動の実施

地域に生息する野生動物について知見の深い地域の専門家（アマチュア専門家を含む。）との連携により、公園内での動物の生息状況のモニタリングを実施。このモニタリングの対象は指定動物に限らず、動物全般の生息状況の変化を調査するものとする。

なお、モニタリング調査の前提として、公園内に生息する動物のインベントリ作成も必要。特別地域だけでなく、生息状況の空白地帯とも言える特別保護地区も含め、地域の専門家による捕獲調査の実施により生息状況の確認と標本収集を推進することについても要検討。

4 普及啓発

ＨＰにおける情報提供

インターネットを用いた指定動物の保護施策について情報を提供。規制対象種と規制対象地域についても明示する。

注意標識等による現場での注意喚起

重要な生息地などにおいて、注意標識の掲出やリーフレットの配布による注意喚起を行う。